



… 今年度の海老芋研修生も頑張っています! ……………

かねこ ゆうせい
兼子 祐誠 さん

「師匠のような海老芋を作れるように頑張ります!」

たなか かずのり
田中 和徳 さん

「良い結果が出せるように努力していきます!」



基盤法の一部が改正されました



農地の貸借方法が農地バンク事業(農地中間管理事業)に一本化されます

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法及び農地バンク事業(農地中間管理事業)の推進に関する法律が改正され、地域計画策定後(令和7年3月予定)、令和7年4月1日始期日の貸借契約より農地の貸借方法が農地バンク事業での貸借に一本化されます。

農地バンク事業(農地中間管理事業)とは、農地所有者と耕作者との間に静岡県農業振興公社が入り、農地の貸借契約を行います。所有者は安心して農地を貸すことができ、耕作者は経営規模の拡大や集約化ができることがメリットです。賃借料の支払いは、静岡県農業振興公社が行います。(所有者・耕作者それぞれに賃借料の1%+消費税、賃借料が1万円以下の場合には100円+消費税の手数料がかかります。)

★農地バンク事業(農地中間管理事業)の受付を随時開始します。貸借始期日は年2回です。

※書類作成及び契約開始までの手続きに時間がかかりますので、期限に関わらず随時ご相談ください。

貸借始期日	令和6年9月1日	令和7年4月1日
申し込み期限(a)	令和6年2月末	令和6年9月末
書類提出期限(b)	令和6年4月末	令和6年11月末

※申請用紙があります。

- 受付及び提出場所** 磐田市農林水産課、農協各営農店舗
- 申し込み方法**
- ①農地の耕作者または所有者が申請者となり、上記受付場所に申し込み期限(a)までに貸借希望農地の申請をします。
 - ②磐田市の農地台帳及び登記簿謄本にて農地情報等を照合し、貸借契約書類の作成を行います。
※農地の確認及び貸借契約書類の作成には時間がかかりますので、後日、貸借契約書類をお渡しします。
 - ③申請者は貸借契約書類へ必要事項を記入・押印し、書類提出期限(b)までにご提出をお願いします。
- 連絡先** 静岡県農業振興公社054-250-8989 (中遠駐在0538-35-1335)
磐田市農林水産課農地管理グループ0538-37-4813
JA遠州中央営農企画課0538-36-7014

利用権設定(相対)の受付について

現在、磐田市農業委員会で受け付けている利用権設定(相対)は、令和6年11月8日(令和7年1月～3月貸借開始分)で受付を終了します。貸借の始期及び申請期限一覧は右図のとおりです。

利用権(相対)			
始期			申請期限
4月1日	5月1日	6月1日～	2月9日(金)
7月1日	8月1日	9月1日～	5月10日(金)
10月1日	11月1日	12月1日～	8月9日(金)
1月1日	2月1日	3月1日～	11月8日(金)

※令和7年3月始期分までの利用権設定については、終期日まで契約期間が継続されます。

地域計画の策定について

これまで、地域農業の将来のあり方を示す「人・農地プラン」の作成、更新を行ってきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。そこで、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまでの「人・農地プラン」を土台とし、新たに「地域計画」を令和7年3月までに策定することが法定化されました。「地域計画」では、農業者や地域の皆さんの話し合いにより、将来の地域農業のあり方を定めるとともに、担い手や概ね10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した「目標地図」を作成します。地域計画の実現を目指して、目標地図に沿った担い手への農地集積・集約を進めていきます。



農業委員が新しくなりました!



令和5年7月20日に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選がありました。

任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日です。

磐田市農業委員会の農業委員は19人、農地利用最適化推進委員は50人、合計69人で構成されています。

磐田東部地区(西貝・南御厨・御厨・田原)



石野計美 田中昌孝

磐田西南地区(長野・天竜・於保・中泉)



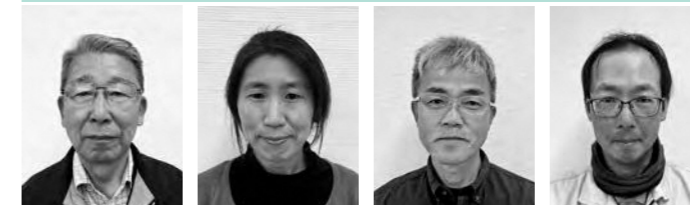
石川良二 鈴木千智 安田正晃

磐田北部地区(大藤・向笠・岩田・見付)



村田暢之 会長代理 稲垣明久

竜洋地区



池田藤平 小城寿子 鈴木則和 藤原 隆

福田地区



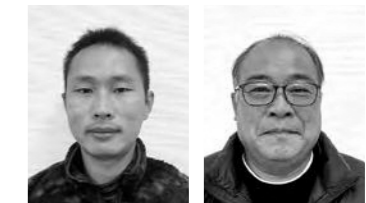
大橋安男 溝口貴也

豊岡地区



会長 大箸千賀子 佐野一正 鈴木茂仁 鈴木陽介

豊田地区



角田誠哉 澤田和孝

農業委員会会長 大箸 千賀子

農業委員は4期目、農業委員会会長は2期目になります。これからの農業の担い手となる、新規参入者や親元就農者が希望をもって営農できるよう、農業の良いイメージを伝えていきたいです。また、地域の相談役として、地域の声を拾いながら、農地利用の最適化に取り組んでいきます。

農業委員会会長代理 稲垣 明久

農業委員は3期目になります。現在、全国的に耕作放棄地が増加していますが、まずは耕作放棄地を発生させないことが重要です。そのために、地域で話し合い、農地の集積、集約を進め、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいきます。

農地所有者から耕作できなくなった農地の利用方法の相談を受けたり、担い手から規模拡大するために必要な農地の相談を受けたりすることがあります。真摯に相談を受け、解決のため農業委員、推進委員、事務局が一丸となつて解決に取り組んでいます。農地所有者と担い手のマッチングがうまくまとまることで、担い手への農地集積が進み、耕作放棄地の解消、発生防止につながっています。

農地利用最適化のために

1アールから農業を始める方を 応援します！



本市では、小規模な農地の有効活用と新たな担い手の確保を目的として、「1アールから始める農業応援制度」を創設し、出荷を目指す生産者の農地貸借を支援しています。今まで借り手がいなかった農地についても有効活用が進み、現在10名の方が制度を活用して就農しています。

今年度、制度を活用して耕作を始めた方の声をお届けします。



まつ した よし みつ
松下 佳充さん

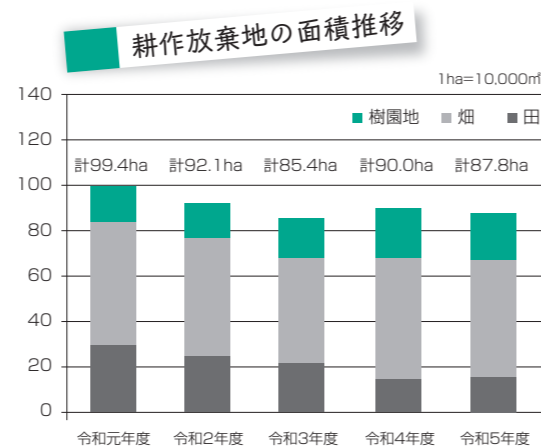
就農地：一言
耕作面積：477㎡

3年前に家庭菜園を始めて、自分でも野菜を育てられると分かり、農業に興味を持ちました。定年後、自分のライフプランややりがいを考えたときに、今すぐ始めるのが良いと感じ、就農しました。就農時、地元の農業委員さんから、まずは耕作地にあった作物を探すと良いとアドバイスをいただき、ジャガイモやブロッコリーなど、約20品目の栽培にチャレンジしています。また、遠州中央農協主催の「ときめき園芸教室」を受講しており、学んだ栽培技術を、自分の農地で実践しています。今まで耕作されていなかった農地を借りたため、土壌改良に苦戦していますが、周りの人のアドバイスから次の耕作をイメージでき、やりがいを感じています。作った野菜を食べた家族も喜んでくれたため、今後は、たくさんの人に手に取ってもらえる作物を作ることを目標に、地道に実力を付けていきたいです。

「自分で育てた野菜を売ってみたい」など、農作物の生産・販売に興味のある方は農業委員会事務局へご相談ください。

令和5年度 農地利用状況調査結果について

農業委員会では、市内の農地がどのように利用されているのか、毎年1回調査を行っています。今年度も7月～10月にかけて、農地の利用状況を確認しました。



農地法第3条の下限面積要件が廃止されました

農地法が改正され、第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されました。法改正の主な内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中においては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、下限面積要件を廃止したものです。

法施行前の磐田市の下限面積は3,000㎡以上と定めていましたが、法施行後は廃止されました。

○農地法第3条の許可を受けるにあたって、以下の3点の要件を満たす必要があります。

- 1 農地の全てを効率的に利用すること
(適正に耕作するための機械・労働力・技術があり、営農計画が立てられること)
- 2 必要な農作業に常時従事すること
- 3 周辺の農地利用に支障がないこと

※下限面積要件が廃止されても以下のような場合は認められません。
(農地法関係事務に係る処理基準の改正部分の要約のみ掲載)

- ・資産保有目的や投機目的の農地取得
- ・農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地の権利取得によって、その利用を分断するような場合
- ・「地域計画」等の実現に支障を生ずるおそれがある場合

農地の取得や貸借をお考えの方は、農業委員会事務局（磐田市農林水産課内）へご相談ください。

令和5年 磐田市賃借料情報について

令和5年に締結（許可・公告）された貸借による賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりです

作目	平均額	最低額	最高額	賃借データ数	使用貸借を含む状況	
					使用貸借データ数	使用貸借を含む平均額
水稲	9,200円	2,100円	12,000円	3,035筆	81筆	9,000円
野菜	4,200円	1,000円	20,000円	641筆	144筆	3,400円
茶	4,800円	1,000円	12,000円	108筆	120筆	2,300円
果樹	10,200円	10,000円	18,000円	18筆	21筆	5,100円
飼料作物	4,000円	3,000円	4,000円	36筆	4筆	3,600円

※物納や施設栽培（ハウス、温室）、営農型太陽光による貸借分は、集計から除外しています。
※金額は、100円未満を四捨五入しています。 ※「花木」については、契約実績が少ないため除外しています

お知らせ

野生鳥獣の農作物被害にご注意ください

○電気柵を適切に活用しましょう

野生鳥獣による農作物被害の対策として、柵や電気柵で田畑を囲うことが有効です。正しい設置と定期的な管理で対策効果を保ちましょう。

市では、電気柵や防護網などの購入費用に対し、助成を行っています。

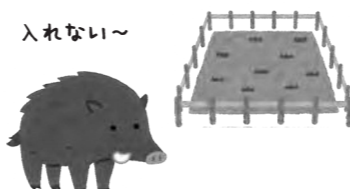


電気柵イメージ

磐田市野生鳥獣被害防止対策事業費補助金

対象者 認定農業者、自己の農地若しくは森林を所有するもの

補助率 対象経費の1/2以内（上限：個人10万円、認定農業者：15万円）



○野生鳥獣の捕獲には免許や許可が必要です。

田畑を荒らす有害な野生鳥獣とは言え、むやみに捕獲はできません。捕獲には条件があり、免許の取得や市や県の許可が必要です。詳しくは、農林水産課へお問合せください。

農林水産課からのお願い

豚熱の拡散防止について

イノシシから豚に感染する豚熱の拡散防止のため、死亡したイノシシを見つけた場合には、接触しないようご注意ください。農林水産課までご連絡をお願いします。

豚熱ウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、靴底や車のタイヤなどに付着した土により運ばれる可能性があります。養豚場での感染を防ぐため、山に入った場合は下山したら土をよく落とすようにお願いいたします。

刈った草の管理をお願いします

農地の草を刈った後に、風で用水等に流れてしまうケースがあります。用水がつかまってしまう原因となりますので、刈った草が飛ばないようにご注意ください。

舗装道路を汚さないでください！

舗装道路が泥などで汚れていると、スリップ事故等の原因、また近隣にお住いの方の迷惑になります。トラクター等が農地から道路に侵入する際は、車両のタイヤについた泥を落としてから進入してください。道路が汚れてしまった場合は、速やかに清掃するようお願いいたします。



「野焼き」は原則禁止されています！

野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

農業を営むためにやむを得ないものとして行う野焼きも生活環境への配慮が必要です。悪臭や煙等で近隣住民の方から苦情がくるような場合は、磐田市迷惑防止条例において指導の対象となる場合があります。



知れば知ればお得な 農業者年金

通常加入要件 ◆ 国民年金の第1号被保険者 ◆ 60歳未満 ◆ 年間60日以上農業に従事

政策支援加入は若いうちに加入するほど有利

農業者年金では、若い時期から担い手として頑張る農業者に対して、国が保険料の一部を補助するなど手厚い支援を行っています。

通常加入要件に加え、以下の要件を満たすことで加入できます。

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者または認定新規就農者で青色申告者とその家族

・ 家族経営協定を締結している経営主の配偶者または、子ども(直系卑属)は保険料の国庫補助を受けられることもできます。

家族経営協定でもっとお得に！

家族経営協定は、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい環境などについて話し合い、対等な関係として共同経営を行うためのものです。経営を見直すきっかけとして、ぜひ一度ご検討ください。

年金加入者より

以前まで会社員として働いていたため、就農した際に、厚生年金分がなくなってしまい、将来に不安を感じていました。その時に農業者年金を知り、確定拠出型年金であることや利回りの良さ、国庫補助を受けられる政策支援加入があることにメリットを感じ、加入を決意しました。加入のために家族経営協定を締結しましたが、家族の役割分担を見直すきっかけになり、自分と妻の立ち位置もはっきりし、農家になったことを実感できたので、技術の継承への意欲向上にもつながりました。

政策支援加入は国が半額補助してくれる将来への貯金のようなものだと感じています。年齢要件のある制度なので、チャンスのある人はぜひ活用してほしいと思います。



家族経営協定を締結し、政策支援加入した砂川将大さん(35歳)

磐田市の畦畔率が令和6年度から改定されます

令和5年度までの畦畔率 2.6%

令和6年度からの畦畔率 2.4%

畦畔率とは、台帳等水田面積に対する畦や法面等の作付が不可能な農地の面積の割合のことです。主に、作付面積を必要とする制度等に使用されています。

台帳面積の97.6%が作付面積

磐田市再生協議会では、令和6年度以降、経営所得安定対策の要項に沿い、原則5年ごとに畦畔率の見直しを行います。

海老芋承継事業って？

令和2年度から、市とJA遠州中央、海老芋生産者が連携して、海老芋産地の維持・拡大を目的とした磐田市特産品（海老芋）承継事業をスタートさせました。

海老芋の栽培には特別な技術が必要で、素人が容易に参入できるものではありません。この事業では、栽培技術をしっかりと身につけるため、約1年間、熟練の現役生産者のもとで学び、将来に繋げるものとなっています。

研修内容

- ①生産技術に関する研修
- ②農業機械・機器の取り扱い・整備に関する研修
- ③販売や流通・マーケティング等に関する研修
- ④経営管理に関する研修

現在、海老芋承継事業4期生が研修を行っています。これまでに独立就農した海老芋研修生は5名で、約2haを耕作しています。これは磐田市の海老芋栽培面積の約10分の1にあたります。

海老芋とその栽培技術を受け継ぐ若手生産者はこの地域の宝です。高齢化が進み、若手生産者への期待は増すばかりですが、まだまだ経験も浅く試行錯誤が続きます。地域の宝を守っていくため、皆様のサポートをお願いいたします。



新しい担い手を地域全体で育てていきましょう。

その他にも、新しく農業を始める方・農業に興味のある方は、新規就農に関してのご相談を受け付けています。ぜひお気軽にご相談ください。

農林水産課 農林水産振興G 0538-37-4813



編集後記

今年度、新規採用職員として入庁し、農業委員会事務局として多くの方と関わらせていただいています。農地の貸借に関する相談を受けるなかで、エリアや用語など、新しく覚えることだらけで、毎日勉強です。今後も農業者の皆さんの力となれるよう、学びつづけていきたいと思っています。☺

**全国農業
新聞**

農家の経営と
暮らしに役立つ
情報をお届け
します。

発行日／毎週金曜日
購読料／1か月700円 口座振替払い
お申し込み／農業委員会事務局